

「衣服・履物」購入ガイドライン (改定案)

GPN - GL13 「衣服・履物」購入ガイドライン

1. 対象の範囲

このガイドラインは、衣服・履物を購入する際に環境面から考慮すべき重要な観点をリストアップしたものです。対象範囲は下記の項目とし、皮革・毛皮製品は除きます。

- 外衣（背広・ドレス・オーバー・コート・セーター・シャツ・スポーツウェア・制服類・衛生衣・サービスウェア・イベントウェア等）
- 下着（肌着・防寒下着等）
- 寝衣（パジャマ・ネグリジェ等）
- 和服（浴衣・羽織・じゅばん・帯・はかま等）
- くつ下（くつ下・ストッキング・タイツ等）
- 帽子
- 手袋（革、ゴム製を除く）
- 履物（ゴム・プラスチック・布製靴、下駄・草履・スリッパ・サンダル等）
（総務省日本標準商品分類「78 衣服、80 履物（身の回り品を除く）」に基づく）

2. ガイドライン項目

以下の事項の1)～4)は衣服・履物本体についてのガイドライン項目であり、5)、6)は包装材や修理体制についてのガイドライン項目です。

衣服・履物の購入にあたっては、1)を満足し、かつ、2)～5)の中からできる限り多く満たしていることを考慮して、環境への負荷ができるだけ少ない衣服・履物を購入しましょう。

- 1) 環境に配慮した素材を使用していること
- 2) 省エネルギー・省資源に繋がる製品設計がされていること
- 3) 長期使用を可能にするための製品設計がされていること
- 4) 使用後に回収され、原料または各種素材としてリサイクルされること
- 5) 環境に配慮した包装材を使用していること
- 6) 修理体制が整っていること

3. 情報提供項目

○カーボンフットプリントとカーボン・オフセット

※このガイドラインは社会状況の変化や新たな知見によって必要に応じて改定されます。

2000年 10月 24日 制定

2008年 3月 25日 改定

2017年 9月 26日 改定

2024年 月 日 改定

グリーン購入ネットワーク

<ガイドラインの背景説明>

(1) 環境に配慮した素材を使用していること

○衣服・履物の環境配慮素材には、原産地で環境に配慮した天然素材、未利用素材、リサイクル素材、植物由来の合成繊維、製造工程で環境に配慮した素材などがあります。このような素材を多く使用した衣服を選ぶことは、原産地や製造ラインでの有害化学物質の使用抑制や省エネルギー・省資源、廃棄物の有効活用につながります。そして、原産地の生態系に与える影響の軽減や、資源の持続的利用につながります。

具体的には、以下に挙げたような条件で選ぶことができます。

①原産地で環境に配慮した天然素材

低農薬・無農薬・有機肥料で栽培された植物系の天然素材、寄生虫駆除等のために薬剤使用を抑制した環境で飼育された動物系の天然素材、第三者認証を取得したオーガニックコットンやオーガニックウールなど（生態系に与える影響の軽減）

(オーガニックコットンについて)

有機農産物・水産物・自生植物等についての認定を進める国際機関として、IFOAM（国際有機農業運動国際連盟）があります。そのうち、オーガニックコットンについては、IFOAM 基準（有機栽培認定基準に従って、合成化学農薬を3年間使用していない畑で、一切合成化学薬剤を使わないで栽培した綿花であること等）を定めており、これに則した認証制度を持つ機関を認定し、その各機関の認証を経たものをオーガニックコットンとしています。

日本では、日本オーガニックコットン流通機構（NOC）が、米国テキサス州農務省認証規定に基づく「テキサス オーガニックコットン」及び IFOAM 認証機関の認証ラベルの中から選んだものを取りまとめて、NOC のラベルを表示する仕組みなどがあります。

(オーガニックウールについて)

オーガニックウールとは、化学薬品にさらされていない牧場で育った羊から取ったウールのことで、羊自体も寄生虫駆除薬等の化学薬品を使用せずに自然のままの生態が保たれていることが条件です。認定審査機関として、AQIS（オーストラリア政府検疫検査機関）に認定された ACO や NASAA などがあり、認証検査は毎年実施されます。

②未利用素材

繊維くずやコットンリッター、反毛など従来廃棄されていたものを繊維として有効に活用した素材。履物で下駄等木製のものについては、間伐材、廃木材、低位利用木材、廃植物繊維を有効に活用した素材。（資源の持続的な利用）

③リサイクル素材

回収された衣服・履物や飲料用 PET ボトルなど不要になった素材を原材料にまで戻してから衣料・履物用として再生された素材。再生ポリエステル繊維や再生ナイロン繊維、再生ゴムなど。（資源の持続的な利用）

④植物由来合成繊維素材

植物を原料とする合成繊維であって、LCA 評価にて環境負荷低減効果が確認されているもの。

⑤製造工程で環境に配慮した素材

製造工程で有害化学物質の使用抑制がされている素材

○有害化学物質の使用抑制について

本ガイドラインでは、環境や人の健康に影響を与えるような有害化学物質を示しており、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」や「ホルマリン樹脂加工について」「傾向増白加工及び難燃加工について」「柔軟加工及び衛生加工について」「製品票約加工製品の着用による皮膚障害について」「P R T R法」「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」など衣服に関連する法規及び通達に該当する化学物質を対象としています。

例えば、

- ・形態安定加工や防縮加工等で使われるホルムアルデヒド
 - ・漂白のための塩素系漂白剤
 - ・防汚加工に使われるフッ素系樹脂
 - ・殺虫・防虫加工剤のディルドリン
 - ・分解して発がん性アミン類を生成する色素を含む特定のアゾ系染料、重金属媒染剤
 - ・合成洗剤に含まれる蛍光増白剤や芳香剤
- などが挙げられます。

(基本原則 2-1、2-2、2-3、2-7 に対応)

(2) 省エネルギー・省資源に繋がる製品設計がされていること

○クールビズ・ウォームビズファッション、形態安定加工の衣服、ドライクリーニングを必要としない水洗い対応の衣服などは、省エネルギーの温度設定でも快適に過ごせたり、アイロンの使用回数を減らしたり、ドライクリーニング溶剤の使用量を減らすため、省エネルギー・省資源に繋がります。このように製品設計された衣服・履物を選ぶことが望まれます。

- ・衣服は夏用・冬用それぞれの季節に応じて省エネルギーの温度設定でも快適に過ごせるように素材やデザイン面に配慮していることが望まれます。環境省ではクールビズ・ウォームビズファッションを推奨しています。
- ・アイロンは多くのエネルギーを消費するため、アイロンの必要な衣服においては従来品よりアイロンの使用回数を減らす工夫がされたものを選ぶことが大切です。よって、形態安定加工など従来品よりアイロンの使用回数を減らすことができる衣服は省エネルギーに繋がります。
- ・従来ドライクリーニングの必要な衣服は、水洗いに対応することで、溶剤などの化学物質の使用を抑制できます。素材やデザインによって適正はありますが、水洗いしても、縮み、型くずれ、色落ちがないように加工できる技術開発が進みつつあるため、ドライクリーニングを必要としない、従来品より環境に良い改良が加えられている衣服は省資源に繋がります。尚、洗濯の条件は、衣服に付属の繊維製品品質表示ラベルで確認できます。

(基本原則 2-2 に対応)

(3) 長期使用を可能にするための製品設計がされていること

○生地や縫い目の強さ、色落ちのし難さなどの耐久性に優れた衣服・履物、サイズ調整機能付きや、防汚加工された衣服・履物などは長期使用を可能にします。このように設計された製品を選ぶことが望まれます。

- ・服種や用途によって求められる強度や耐久性は異なりますが、生地や縫い目の強さ、色落ちのし難さなどに優れていることが望まれます。一定の基準に従って品質管理が十分されているものを選ぶことは長期使用に繋がります。

※JIS L4107：JIS（日本工業規格）に定められている一般衣料の品質基準を示します

- ・アジャスターなどのサイズ調整機能付きの衣服は、体形の変化に伴うサイズ変更が可能であり長期使用に繋がります。
- ・防汚加工の衣服は、洗濯時に繊維を傷めずに汚れを落とすため長期使用に繋がります。頻繁に着

用する制服や事務服、作業服などにおいて長期使用の効果を発揮します。

(基本原則 2-4 に対応)

(4) 使用後に回収され、原料または各種素材としてリサイクルされること

○事業者の中には、使用後に不要となった衣服・履物を単独あるいは共同で回収し、各種素材にリサイクルするシステムを開発しているところがあります。しかし、現在不要となった衣服・履物の回収量は少量に留まっているため、回収量を増やすことが望まれます。このため、購入にあたっては事業者の回収・リサイクルシステムの有無確認や、適切な方法で原料または各種素材としてリサイクルされていることの確認が大切です。

- ・ 不要となった衣服・履物の一部はリユースや再資源化物としてリサイクルされていますが、残りの多くは回収システムの不備やリサイクル技術・用途開発などの不足により焼却処分や埋め立て処理されています。
- ・ リサイクルは、資源の有効活用の観点から、原料または各種素材として再利用するマテリアルリサイクル・ケミカルリサイクルが望まれます（熱回収は除きます）。
※熱回収は、処理工程において再利用できない繊維を燃焼させて、熱源として利用する次善の策として実施されるケースがあります。その場合は、製品情報の「他の環境配慮特記事項」にて情報提供を行いません。
- ・ 消費者は、リサイクルを促進するために、原料または各種素材として分別し易い製品設計がされた衣服・履物を選んだり、衣服・履物の廃棄時には回収システムに応じて指定条件に従った分別、異物や汚れの除去等に協力したりすることが重要です。

(基本原則 2-6 に対応)

(5) 環境に配慮した包装材を使用していること

○包装は製品の品質保持や販売をしやすくするために多くの場合に必要ですが、購入にあたっては、陳列時にできるだけ過剰な包装は避けて包装材の環境配慮に取り組みられた衣服を選ぶことが望まれます。具体的には、包装材が古紙や間伐材などの環境配慮素材のものや、薄肉化、簡易包装、素材統一されたものなどがあります。

(基本原則 2-2 に対応)

(6) 修理体制が整っていること

○修理が可能な衣服を選ぶことは長期使用に繋がります。購入にあたっては、寸法直し、ファスナー交換、ほつれや生地破れの修理などの修理体制が整っている衣服・履物を選ぶことが大切です。

- ・ 事業者はそれらの修理内容を店頭やサイト上などで情報公開していることが望まれます。
- ・ 修理体制を整えている事業者の中には、自社製品だけでなく他社製品の受け入れも行なっているところがあり、今後更に広がることが期待されます。

(基本原則 2-4 に対応)

<情報提供項目の背景説明>

○カーボンフットプリントとカーボン・オフセット

気候変動対策は 2015 年国連気候会議 (COP15) で採択された「パリ協定」によって「すべて国が取り組む」課題で、IPCC による「1.5°C 目標」特別報告書では、2030 年までに世界全体の CO₂ 排出量が減少に転じなければならないことが示されています。気候変動の原因である温室効果ガス (GHG) を、製品ライフサイクル全体で削減するためには、GHG 排出量を知り (排出量の算定)、GHG 排出量を減らして (削減努力の実施)、減らしきれない GHG 排出量をオフセット (埋め合わせ) する手順で取り組むことが大切です。

GHG 排出量を知る方法として、カーボンフットプリントがあります。カーボンフットプリント (CFP) は、製品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される GHG 排出量を CO₂ に換算し、製品やサービスに分かりやすく表示する仕組みです。LCA (ライフサイクルアセスメント) 手法を活用し、環境負荷を定量的に算定します。CFP の算定は、事業者がサプライチェーンを構成する企業間で協力して更なる CO₂ 排出量削減を推進することへの貢献、CFP の開示は、「見える化」された情報を用いて、消費者がより脱炭素な消費行動をとることへの貢献が期待されます。ただし、私たちの身の回りにある製品は、同じ製品群に見えても、部品の点数や機能等の違いがあるため、同じ算定ルールに基づいて算定されているか等、CFP の値を比較する際には注意が必要です。

製品ライフサイクル全体での CO₂ の算定は、ISO で規格化されている他、日本国内においても「SuMPO EPD (一般社団法人サステナブル経営推進機構)」や「カーボンフットプリント ガイドライン (経済産業省)」等の仕組みやガイドが整備されています。

省エネの実践によっても減らしきれない CO₂ 排出量をオフセット (埋め合わせ) する手法が、カーボン・オフセットです。カーボン・オフセットは、省エネ機器や再生可能エネルギーの導入、適切な森林管理等により、新たに生み出された CO₂ 削減量・吸収量を環境価値化 (クレジット化) し、クレジットを購入することで、残った CO₂ 排出量をオフセットする仕組みです。ともすれば、省エネの実践による CO₂ の削減努力をせずにカーボン・オフセットをすることも考えられますが、削減努力を行い、減らしきれない CO₂ 排出量をオフセットすることが大切です。GHG 排出削減目標に関する国際的イニシアティブの一つである SBT では、2050 年に向かって必要となる炭素除去のうち 90%以上はバリューチェーン内での削減努力が必要で、残り 10%程度の排出削減困難な排出源 (残余) をオフセットする考え方が提唱されています。

日本では、環境省が「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について (指針) 第 4 版」や「カーボン・オフセットガイドライン Ver.3.0」を策定し、普及を図っています。オフセットするためのクレジットは、日本国内では J-クレジットが主流ですが、二重計上のないことや追加性があること、持続可能性のモニタリングの実施等、国際水準に合致した品質が担保されたクレジットの利用が大切です。

カーボン・オフセットするためには、製品ライフサイクル全体で排出される CO₂ 排出量を CFP により把握する必要があり、CFP とカーボン・オフセットは密接な関係にあると言えます。

<その他の考慮事項>

ここでは、ガイドライン項目（１）～（６）とは別枠で事業者の取組みを記載しています。

事業者の取組み

○ 事業者評価チェックリストによる自己評価

- ・ 衣服・履物の環境配慮事項の確認だけでなく、事業者の環境配慮の取組みを確認することが大切です。2003年6月にグリーン購入ネットワークが制定した「事業者評価チェックリスト」に基づいて、事業者の環境への取組み状況を確認できます。
- ・ 「事業者評価チェックリスト」は事業者の環境に配慮した取組みを評価する際に考慮すべき重要な観点をリストアップしたもので、データベースに登録している事業者はこの「事業者評価チェックリスト」に記入します。

〔事業者評価チェックリストの活用方法〕

- このチェックリストを取引先の事業者に渡して、該当する項目へのチェックを依頼します。その結果を取引の参考情報として活用したり、取引先事業者に対して取組み内容の改善を要請したりすることができます。
- このチェックリスト項目に独自の項目を追加した上で、取引先の事業者に渡してチェックを依頼することができます。
- 取引先事業者の取組みを評価するチェックリストを独自に作成する上において、このチェックリストの内容を参考にさせていただくことができます。
- 自己チェックをすることで、自らの取組み内容を評価し、改善につなげることができます。

○ 労働環境に対する取組み

- ・ 衣服・履物の原材料調達や生産・流通過程において、有害物質の使用に伴う労働者の健康被害や安全性などを考慮することが大切です。事業者によって取組みは様々ですが、サプライヤーに対して労働者権利保障の統一規格（SA8000など）の取得要求や、現地視察、アンケート実施などにより、労働環境について情報把握の実施が進められています。また、ILO条約で禁止されている強制労働や児童労働などについても合わせて情報を把握し、労働者の人権に配慮することが期待されます。

<ガイドラインの新旧対応表>

	新ガイドライン (2024年)	旧ガイドライン (2024年)	改定内容
対象	衣服・履物	衣服・履物	変更なし
ガイドライン項目	1)環境に配慮した素材を使用していること ④植物由来合成繊維:植物を原料とする合成繊維であって、LCA 評価にて環境負荷低減効果が確認されているもの ⑤製造工程で有害化学物質使用抑制がされている素材	1) 環境に配慮した素材を使用していること ④植物由来合成繊維:植物を原料とする合成繊維であって、LCA 評価にて環境負荷低減効果が確認されているもの ⑤製造工程で有害化学物質使用抑制がされている素材	変更なし
	2) 省エネルギー・省資源に繋がる製品設計がされていること	2) 省エネルギー・省資源に繋がる製品設計がされていること	変更なし
	3)長期使用を可能にするための製品設計がされていること	3) 長期使用を可能にするための製品設計がされていること	変更なし
	4) 使用後に回収され、原料または各種素材としてリサイクルされること	4) 使用後に回収され、原料または各種素材としてリサイクルされること	変更なし
	5)環境に配慮した包装材を使用していること	5) 環境に配慮した包装材を使用していること	変更なし
	6) 修理体制が整っていること	6) 修理体制が整っていること	変更なし
	情報提供項目	<u>カーボンフットプリントとカーボン・オフセット</u>	

エコ商品ねっと登録フォーマット

衣服・履物

1. 掲載条件

- ①ガイドライン項目（1）の中から下記基準を一つ以上満たす場合に掲載できるものとする。
素材に、下表のいずれかの材料を使用し、基準配合率を満たしていること。

表 環境配慮素材の基準配合率（*）

環境配慮素材	基準配合率（質量%）
原産地で環境に配慮した天然素材	25%以上
未利用素材	10%以上
リサイクル素材 ※製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがある場合は10%以上	25%以上
植物由来合成繊維素材 且つ、バイオベース合成ポリマー含有率 ※製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがある場合は植物由来合成繊維素材10%以上、バイオベース合成ポリマー含有率4%以上	25%以上 10%以上
製造工程で有害化学物質の使用抑制がされている素材	25%以上

（*）衣服：製品の繊維部分に占める環境配慮素材の比率

履物：製品全体の重量または表面積の50%に占める環境配慮素材の比率

- ②「事業者評価チェックリスト」を記入必須とする。

2. 登録フォーマット

(1)基礎情報

分類(入力必須)	分類表（10頁）に基づき、分類を選択する
画像(入力必須)	ブランド画像と製品画像の両方を掲載する
製品名(入力必須)	ブランド・愛称名、型番 ※カタログ表記に準じます
事業者名(入力必須)	製品を製造・販売している（ブランド名を持つ）企業の名称 ※他社が製造した製品を自社ブランドで販売する場合、自社名を記載します
製品種(入力必須)	分類表（10頁）に基づき、製品種（小分類）を記載する 例 衣服：スーツ、スカート、ライトジャケット、半袖ブルゾン、長袖シャツ 履物：ゴム製履物（ゴム底布靴）、下駄、家庭用スリッパ など
性別(入力必須)	男女兼用／男性用／女性用／子供用／ベビー用（複数選択可）
シーズン(入力必須)	春／夏／秋／冬／オールシーズン（複数選択可）
使用素材(入力必須)	部位（表地、裏地、甲材等）ごとの主な使用素材とパーセンテージ（重量比上位3項目まで）を記載する ※記入例：表地（ポリエステル70%毛30%） ※重量の大きい順に記載する ※家庭用品品質表示法の繊維製品品質表示規定に基づく
グリーン購入法の判断基準適合(入力必須)	グリーン購入法の特定調達物品等の判断基準への適合状況 [○]：グリーン購入法の判断基準に適合している []：適合していない（空欄） [－]：対象外グリーン購入法は制服・作業服・帽子・靴についてのみ該当する（一般衣料の場合は[－]対象外を選択する）

(2)ガイドライン項目（1）

<p>環境に配慮した素材の使用 (入力必須)</p>	<p>[○] : 使用している [] : 使用していない</p> <p>環境に配慮した素材について、以下の条件のいずれかを満たしている場合には、[○] と記載する。</p> <p>【環境に配慮した素材の条件】</p> <p>①原産地で環境に配慮した天然素材：低農薬・無農薬・有機肥料で栽培された植物系の天然素材、寄生虫駆除等のための薬剤使用を抑制した環境で飼育された動物系の天然素材、第三者認証を取得したオーガニックコットンなど(生態系に与える影響の軽減) (素材例) コットン、ウール、麻など</p> <p>②未再利用素材：繊維くずやコットンリッター、反毛など従来廃棄されていたものを繊維として有効に活用した素材 (素材例) 繊維くずやコットンリッター、反毛、バナナ、竹、ケプラなど</p> <p>③リサイクル素材：回収された衣服や飲料用PETボトルなど不要になった素材を原材料にまで戻してから衣料用として再生された素材 (素材例) 再生ポリエステル繊維、再生ナイロン繊維など</p> <p>④植物由来合成繊維：植物由来プラスチックを原料とする合成繊維・ (素材例) トウモロコシなどから作られるポリ乳酸繊維、植物由来原料を使ったポリエステル、サトウキビなどから作られた植物由来ポリエチレンなど</p> <p>⑤製造工程で有害化学物質の使用抑制がされている素材 (素材例) : 無漂白綿で蛍光増白剤並びに水生環境に有害な化学物質未使用</p>
<p>環境に配慮した素材の使用状況 (入力必須)</p>	<p>環境に配慮した素材について、主な使用素材名を部位(表地、裏地等)ごとに繊維部分全体重量比(履物の一部は質量比も可)をパーセンテージで、配慮内容について50字以内で記載する。 ※記入例：低農薬栽培コットン(表地、30%) 再生ポリエステル(裏地、40%) 尚、④植物由来合成繊維については、バイオベース合成ポリマー含有率についても記載する。 ※記入例：バイオポリエステル繊維全体重量比：30% バイオベース合成ポリマー含有率：20%</p>
<p>素材の環境配慮に関する説明事項 (「環境に配慮した素材の使用」が○の場合、入力必須)</p>	<p>素材に関する環境配慮事項を具体的に120字以内で記載する。 (記入例) カリフォルニアで低農薬栽培したコットン素材(ブランド名○○)を使用 衣料品素材として再生処理されたポリエステル素材を使用 その他に薬品の削減量、素材の認証機関名、トレースする仕組みなどを記載する。 ※特記事項は、JIS 14021の「5.3 あいまい又は特定しない主張」に準拠すること ※該当しない場合は「該当なし」と記載する 尚、④植物由来合成繊維については、原料調達から廃棄・リサイクルに至るまでの温室効果ガスの排出量(CO₂換算)が、従来樹脂と比較して増加しないことをLCAにより確認していることを記載する。</p>

(3)ガイドライン項目(2)

<p>省エネルギー・省資源に繋がる製品設計 (入力必須)</p>	<p>[○] : 省エネルギー・省資源に繋がる製品設計がされている [] : 省エネルギー・省資源に繋がる製品設計がされていない</p> <p>※クールビズやウォームビズファッション、形態安定加工の衣服、ドライクリーニングを必要としない水洗い対応の衣服などは、省エネルギー・省資源に</p>
--------------------------------------	--

	<p>繋がります。このように製品設計されているものは、[○]と記載する</p> <p>※省エネルギーに繋がる衣服は、形態安定加工など従来製品よりアイロンの使用回数を減らすことができる衣服とします。もともとアイロンの不要なTシャツなどは除きます。</p> <p>※従来ドライクリーニングの必要な衣服は、水洗いに対応することで、溶剤などの化学物質の使用を抑制できます。水洗い対応など、従来品より環境に良い改良が加えられている衣服については掲載できるものとします。</p>
<p>省エネルギー・省資源に関する説明事項 (「省エネルギー・省資源につながる製品設計」が○の場合、入力必須)</p>	<p>省エネルギー・省資源に繋がる素材の活用や、デザイン面での配慮がされているものについては、50字以内で記載する。</p> <p>記入例：吸汗・速乾性素材(ブランド名○○) / ○% ノーネクタイの襟元にこだわった○○デザイン アイロン時の省エネルギーに繋がる形態安定加工 防汚加工により、洗剤量を減らすことができる ドライクリーニング溶剤の削減に繋がる水洗い対応 など</p> <p>※デザイン面での配慮：省エネルギー・省資源効果として根拠データを出せるものとする</p> <p>※該当しない場合は「該当なし」と記載する</p>

(4) ガイドライン項目 (3)

<p>長期使用設計 (入力必須)</p>	<p>[○]：長期使用を可能にする製品設計がされている []：長期使用を可能にする製品設計がされていない</p> <p>※生地や縫い目の強さ、色落ちのし難さなどの耐久性に優れた衣服、サイズ調整機能付きの衣服、防汚加工の衣服などは衣服の長期使用を可能にするため、[○]と記載できる</p>
<p>長期使用に関する説明事項 (「製品の長持ち設計」が○の場合、入力必須)</p>	<p>長期使用について具体的に30字以内で記載する。</p> <p>※記入例：品質管理基準 JIS L4107 に対応 アジャスター機能付き 洗濯時に繊維を傷めずに汚れを落とす防汚加工 など</p> <p>※長期使用の配慮：長期使用の効果として根拠データを出せるものとする</p> <p>※防汚加工においては、環境負荷が懸念される物質を使用している場合には、加工工程において十分な汚染対策がなされていることが求められ、ガイドライン項目(1)④を満たしていることが望まれる。</p> <p>※該当しない場合は「該当なし」と記載する</p>

(5) ガイドライン項目 (4)

<p>使用後に回収され、原料または各種素材としてリサイクルされること (入力必須)</p>	<p>[○]：回収して、各種素材としてリサイクルされる(熱回収を除く) []：回収して、各種素材としてリサイクルされない</p> <p>※原料がマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルとしてリサイクルされる場合には全量でなくても[○]と記載できるものとする。</p>
<p>回収方法 (「リサイクルするための製品設計」が○の場合入力必須)</p>	<p>製品廃棄後の回収方法やシステム名について具体的に60字以内で記載する。</p> <p>※記入例：会員企業(生産・流通・小売業)の小売店頭等で回収(システム名○○) 指定先(○○)に送る 集荷に伺う など</p> <p>※該当しない場合は「該当なし」と記載する</p>
<p>回収リサイクルシステム紹介URL</p>	<p>回収リサイクルシステムを紹介するURLがある場合には記載する。</p>
<p>リサイクル方法 (「リサイクルするための製品設計」が○の場合入力必須)</p>	<p>製品廃棄後のリサイクル方法について項目を選択する。</p> <p>[マテリアル]：マテリアルリサイクルの場合 [ケミカル]：ケミカルリサイクルの場合</p> <p>※該当しない場合は「該当なし」と記載する</p>

各種素材としてリサイクルするための製品設計 （「リサイクルするための製品設計」が○の場合入力必須）	各種素材としてリサイクルするための製品設計が施されている場合は、30字以内で具体的に記載する。 ※記入例：リサイクルを考慮した素材の選定 素材の統一 など ※該当しない場合は「該当なし」と記載する
--	---

(6)ガイドライン項目（5）

包装材の環境配慮 （入力必須）	[○]：環境に配慮した包装材を使用している []：環境に配慮した包装材を使用していない ※包装材が古紙や間伐材などの環境配慮素材のもの、薄肉化、簡易包装、素材統一されたものは[○]と記載できる
包装に関する説明事項 （「包装の環境配慮」が○の場合、入力必須）	包装時の環境配慮について、具体的に30字以内で記載する。 ※記入例：包装材への古紙の利用、包装材の素材統一 包装紙の薄肉化、簡易包装 など ※該当しない場合は「該当なし」と記載する

(7)ガイドライン項目（6）

修理体制 （入力必須）	[○]：修理体制が整っている []：修理体制が整っていない ※寸法直しやファスナー交換などの修理体制が整っており、かつ修理情報を店頭やサイト上などで公開している場合には[○]と記載できる
修理に関する説明事項 （「修理対応」が○の場合、入力必須）	寸法直しやファスナー交換などの内容やその他情報を具体的に60字以内で記載する。 記入例：（対象衣服）スーツ、コート、ジャケット （取り扱い窓口）各販売店に持参、指定先に送る など ※該当しない場合は「該当なし」と記載する

(8)その他の商品情報

<u>環境ラベル（エコマーク、CFP、エコリーフ、カーボン・オフセット）</u>	<u>エコマーク認証を取得している場合はエコマーク認定番号を記載する。</u> <u>CFP、エコリーフの算定を行っている場合は、算定結果を開示している URL を記載する。</u> <u>カーボン・オフセット認証を受けている場合は、カーボン・オフセット認証取得取組一覧の URL を記載する。</u>
<u>環境ラベル(エコマーク・エコリーフ)</u>	<u>エコマークやエコリーフ認証を取得している場合にはチェックを入れる。</u>
<u>エコマーク認証番号</u>	<u>エコマーク認証を取得している場合は、製品の認定番号を記載する。</u>
<u>エコリーフHP</u>	<u>産業環境管理協会ホームページの登録製品情報の URL。</u> <u>（産業環境管理協会ホームページ http://www.ecoleaf-jemai.jp/）</u>
他の環境配慮特記事項 （入力必須）	環境配慮事項について、情報提供者から特にアピールしたいことがある場合は30文字以内で記載する。 ※記入例：一部の再利用できない繊維を熱源として利用するサーマルリサイクルを実施している 廃棄物清掃リサイクル法を遵守している ※特にない場合は、「特になし」と記載する
機能面での特記事項 （入力必須）	機能、デザイン、サイズなど情報提供者からアピールしたいことがある場合は30文字以内で記載する。 特にない場合は「特になし」と記載
標準価格（円）（入力必須）	標準小売価格を価格帯（下限～上限）で記載。 ※価格は税込価格にて記載 ※オープン価格の場合、[オープン]と記載する

(9)事業者ごとの取り組み

事業者評価チェックリスト	事業者の取り組み状況を記載する。
労働環境に対する取り組み	サプライヤーに対して労働者権利保障の統一規格（SA8000 など）の取得要求や、現地視察、アンケート実施などを行なうなど、原産地や工場の労働環境に対する取り組みについて、アピールしたい場合には 200 文字以内で記載する。 ※特になし場合は「特になし」と記載

(10)情報提供者問い合わせ先

環境面問合せ先 (入力必須)	部署名、TEL、FAX、E-MAIL ※最大 3 箇所まで
購入時間問合せ先 (入力必須)	部署名、TEL ※最大 5 箇所まで
環境報告書	環境報告書の有無等
ホームページアドレス	製品情報を掲載しているホームページアドレスを記載する。
その他の環境情報源	一般に入手できる環境関連冊子やパンフレット類などの情報源について、タイトル等を「 」で記載する (500 字)。

3. 分類 ※ 皮製衣服及び毛皮製品を除く

No	大分類	小分類
1	ユニフォーム	制服
2		事務服
3		作業服
4		学校制服
5		白衣・衛生衣
6		サービスウェア
7		イベントウェア
8		その他のユニフォーム
9	一般衣服	背広・スーツ
10		ワンピース類
11		ジャケット
12		スラックス類
13		スカート
14		礼服・ドレス服（フォーマル）
15		オーバー・コート
16		スポーツウェア
17		室内着
18		セーター類
19		シャツ類
20		ワイシャツ類
21		ブラウス
22		下着類
23		寝衣
24		くつ下・ストッキング類
25		帽子
26		手袋〔ゴム製を除く〕
27		羽織および着物
28		乳幼児着
29	履物	ゴム製履物（地下足袋、長靴、ゴム底布靴、総ゴムサンダル等）
30		プラスチック製履物（張り付け式、スポーツ専用除く）
31		プラスチック製履物（射出成型式）
32		スポーツ専用靴
33		下駄
34		草履
35		家庭用スリッパ
36		その他